

令和 5 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回臨時会

令和 5 年 1 月 6 日 開会

令和 5 年 1 月 6 日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について

令和5年1月6日（金曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	坂 井 賢
次 長	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	大 岩 慎 一
総 務 課 長	岡 田 正 人
危機管理監兼 環境安全課長	藤 井 博 樹
企画情報課長	大 下 佳 子
財 政 課 長	金 田 成 人
商工観光課長	守 田 幸 浩
税務住民課長	菅 野 嘉 一
健康福祉課長兼 子育て応援室長	定 免 文 江

健康づくり推進 室 長	浜 坂 浩 幸
地域整備課長	杉 谷 克 久
会計課長	松 坂 久 代
宝達志水病院 事務局長	松 田 英 世
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室 長	安 達 大 治
学 校 教 育 課 担 当 課 長	岡 本 泰

◎議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- (追加日程)
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 病院運営特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第8 広報編集特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第9 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第10 ふるさと人口対策特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第11 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について
- 日程第14 質疑
- 日程第15 討論
- 日程第16 採決

日程第17 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（坂井 賢君） 議会事務局長の坂井でございます。

本日は、一般選挙後、初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、松井世己子議員が年長議員でございます。

それでは、松井世己子議員、議長席へお願いいたします。

〔年長議員 松井世己子君 議長席に着く〕

○臨時議長（松井世己子君） ただいま紹介されました松井世己子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いたします。

あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関から写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

説明員の欠席報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（坂井 賢君） 欠席の報告をいたします。

松原好秀農林水産課長及び宮本孝則生涯学習課長は都合により欠席であります。

◎開会・開議

○臨時議長（松井世己子君） ただいまの出席議員数は12名であります。地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回宝達志水町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本会議の説明員の職・氏名は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎町長挨拶

○臨時議長（松井世己子君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 議員各位におかれましては、先月執行されました町議会議員選挙におきまして、御当選なされましたことを心からお喜び申し上げます。

町民の負託に応えられ、町民の安全で豊かな生活の実現を通じた町の発展に御尽力を賜わりますこと、また、私といたしましても御指導と御協力を賜わりますよう心からお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（松井世己子君） 町長の挨拶は終わりました。

◎仮議席の指定

○臨時議長（松井世己子君） それでは、日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（松井世己子君） 次に、日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（松井世己子君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については臨時議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（松井世己子君） 御異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、7番 林 稔君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名いたしました7番 林 稔君を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（松井世己子君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました7番 林 稔君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました林 稔君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（松井世己子君） 林 稔君の議長就任の挨拶があります。

議長 林 稔君。

〔議長 林 稔君 登壇〕

○議長（林 稔君） ただいま、多くの議員の推挙により、議長を仰せつかりました林 稔でございます。

これから、宝達志水町のため、また町民の安全・安心なまちづくりや明るく住みよいまちづくりのために、一生懸命働かせていただきます。また、議会運営を円滑にするために多くの方々、議員の力をお借りし、また町執行部の皆さんの力もお借りしながら、しっかりと町のために働かせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○臨時議長（松井世己子君） これをもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

林議長、議長席にお着きください。

〔議長 議長席に着く〕

○議長（林 稔君） それでは、議長としての職務を行わせていただきます。

議事運営のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加

○議長（林 稔君） お諮りいたします。この際、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程を追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎議席の指定

○議長（林 稔君） それでは、追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっておりますので、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、会議規則第127条の規定により、3番 松井世己子君、4番 岩根信水君を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定

しました。

副議長に、6番 松浦文治君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました6番 松浦文治君を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6番 松浦文治君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松浦文治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（林 稔君） 松浦文治君の副議長就任の挨拶があります。

副議長 松浦文治君。

〔副議長 松浦文治君 登壇〕

○副議長（松浦文治君） ただいま、副議員に推挙していただき、議員各位に感謝申し上げます。

議長を補佐し、公正かつ中立的な立場で民主的な議会運営を行いたいと思います。町民の福祉、町の発展に尽力を尽くしたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（林 稔君） 議会組織協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時2分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。宝達志水町議会常任委員会委員の選任につきましては、宝達志水町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうから指名いたします。

総務産業建設常任委員会委員に北 信幸君、松浦文治君、岩根信水君、西塔正樹君、松本由理子君、私、林 稔。教育厚生常任委員会委員に北本俊一君、守田幸則君、久保喜六君、塚本勇仁君、勝二正人君、松井世己子君。

以上のとおり、それぞれ指名いたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうより指名いたします。

議会運営委員会委員に北 信幸君、北本俊一君、守田幸則君、久保喜六君、塚本勇仁君。

以上のとおり指名いたします。

次に、各委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

各委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩します。

午前11時4分休憩

午前11時26分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告申し上げます。先ほどの休憩中に各委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君、副委員長 松浦文治君。教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君、副委員長 久保喜六君。議会運営委員会委員長 北本俊一君、副委員長 久保喜六君。

以上のとおりであります。

◎病院運営特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第7 病院運営特別委員会の設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。病院運営に係る医療の提供に関する問題、病院現場固有の問題、病院経

営改革など多面にわたる問題を審議するため、6名の委員で構成する病院運営特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、6名の委員で構成する病院運営特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました病院運営特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっていますので、私のほうから指名いたします。

病院運営特別委員会委員に守田幸則君、塚本勇仁君、松浦文治君、松井世己子君、西塔正樹君、松本由理子君を指名いたします。

◎広報編集特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第8 広報編集特別委員会の設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会活動を広く住民に周知し、理解と協力を得るための議会広報の発刊につき、5名の委員で構成する広報編集特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、5名の委員で構成する広報編集特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっていますので、私のほうから指名いたします。

広報編集特別委員会委員に久保喜六君、松浦文治君、勝二正人君、岩根信水君、西塔正樹君を指名いたします。

◎議会改革特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第9 議会改革特別委員会の設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本町議会をより活性化し、もって町民の負託に応えることを目的として、今後の議会の在り方全般について積極的な改善に努めるため、6名の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、6名の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっていきますので、私のほうから指名いたします。

議会改革特別委員会委員に北本俊一君、守田幸則君、久保喜六君、塚本勇仁君、松浦文治君、岩根信水君を指名いたします。

◎ふるさと人口対策特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第10 ふるさと人口対策特別委員会の設置及び同委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。人口対策は本町における最重要課題であり、子育て支援、定住対策、就業・居住環境など、人口対策に係るあらゆる要因について調査検討し対応していくため、6名の委員で構成するふるさと人口対策特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、6名の委員で構成するふるさと人口対策特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中も継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されましたふるさと人口対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっていきますので、私のほうから指名いたします。

ふるさと人口対策特別委員会委員に北 信幸君、松浦文治君、勝二正人君、岩根信水君、松井世己子君、松本由理子君を指名いたします。

ここで、各特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後零時再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に各特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、各特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

病院運営特別委員会委員長 松浦文治君、副委員長 松本由理子君。広報編集特別委員会委員長 勝二正人君、副委員長 西塔正樹君。議会改革特別委員会委員長 岩根信水君、副委員長 久保喜六君。ふるさと人口対策特別委員会委員長 勝二正人君、副委員長 松井世己子君。

以上のおりであります。

◎羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第11 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の欠員による選挙を行います。

選挙すべき議員の数は4人であります。

これより議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に北 信幸君、北本俊一君、守田幸則君、塚本勇仁君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました北 信幸君、北本俊一君、守田幸則君、塚本勇仁君を羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、北 信幸君、北本俊一君、守田幸則君、塚本勇仁君が羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました北 信幸君、北本俊一君、守田幸則君、塚本勇仁君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第12 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

これより議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

慣例によりますと、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員は議長となっていますので、私、林 稔を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました私、林 稔を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、私が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に

当選しましたので、これを慎んでお受けいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後零時7分休憩

午後1時12分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（林 稔君） 次に、追加日程第13 同意第1号 宝達志水町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長、寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） それでは、今臨時会に提案いたします同意第1号 宝達志水町監査委員の選任について御説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会議員のうちから選任すべき監査委員として、宝達志水町北川尻ム26番地、北本俊一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件の概要について説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎採 決

○議長（林 稔君） お諮りいたします。同意第1号 宝達志水町監査委員の選任については人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第1号は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

地方自治法第117条の規定により、11番 北本俊一君の退場を求めます。

〔11番 北本俊一君 退場〕

○議長（林 稔君） 同意第1号 宝達志水町監査委員の選任についてを採決します。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで11番 北本俊一君の入場を許可します。

〔11番 北本俊一君 入場〕

◎各委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 稔君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 稔君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 稔

臨時議長 松 井 世己子

署名議員 松 井 世己子

署名議員 岩 根 信 水